

# 厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

令和3年度

(令和3年4月～令和4年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	40	6	26	16	16	26	6	26	19	23	11	26
	人数	5	1	4	4	3	3	1	4	3	3	2	1
尿路感染	日数	0	18	20	18	21	25	28	16	23	0	13	6
	人数	0	3	3	3	3	5	5	3	4	0	2	1
带状疱疹	日数	0	0	7	0	0	0	2	5	0	0	5	0
	人数	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0
蜂窩織炎	日数	1	5	0	0	0	0	0	7	0	3	6	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0

※ 抗生剤投与・XP・CT・血液検査 等 実施しました。